平成２９年（フ）第１４０号
福島市泉字下川原17番地の20
債務者　鈴木八千代
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２２１号
福井市大東２丁目３番21号、住民票上の住所福井県鯖江市鳥羽２丁目１番14号
債務者　髙嶋　　唯
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
福井県鯖江市住吉町１丁目５番３号
債務者　内藤　毅二
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
福井県大野市菖蒲池第５号22番地１
債務者　井野部ますみ（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
福岡県飯塚市菰田85番地17
債務者　平田　幸雄
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４０号
鹿児島県指宿市岩本2852番地２
債務者　新田　一馬
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１９０号
兵庫県明石市大久保町森田79番地の６、前住所兵庫県明石市鳥羽1518番地の５
債務者　古賀　夏美
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の３　県住24棟409号
債務者　南明　利博
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
千葉県木更津市請西1549番地13
債務者　能星　聖子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６１４号
神奈川県小田原市飯泉643番地の１　ハイツ飯泉Ｂ－102
債務者　川畑　　敏
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６１５号
神奈川県小田原市飯泉643番地の１　ハイツ飯泉Ｂ－102
債務者　川畑　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２９号
神奈川県中郡大磯町国府本郷900番地２　ヴェルドミール大磯105
債務者　上田　志穂（旧姓丸野）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３３号
神奈川県厚木市上荻野825番地13
債務者　中野ルイスこと　ＣＡＲＲＥＮＯ　ＮＡＫＡＮＯ　ＬＵＩＳ　ＡＬＥＪＡＮＤＲＯ
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４７号
神奈川県平塚市八千代町16番４－304号　マーレルーチェＡ棟、前住所神奈川県中郡大磯町東町３丁目８番７号
債務者　島津奈緒美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５７号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目20番20号　ＫＭ桜台103号、前住所神奈川県伊勢原市石田1505番地　山王ハイツ107号
債務者　堤野妃冨美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５８号
神奈川県秦野市南矢名2137番地の１　プランドール　102号
債務者　小野寺　勝
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部